

AGREEMENT

宿泊約款

本約款の適用範囲（第 1 条）

1. 当ホテルが宿泊客(当ホテルの客室を利用される全てのお客さまをいう。)との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約(デイクースなどのご利用に関する契約を含み、以下あわせて「宿泊」「宿泊契約」という。)は、この約款(以下「本約款」という。.)の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申込み（第 2 条）

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の宿泊料金等の内訳による。)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理するものとし、

宿泊契約の成立等（第 3 条）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金はまず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 8 条及び第 21 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 15 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約（第 4 条）

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

施設における感染防止対策への協力の求め(第 5 条)

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

宿泊契約締結の拒否（第 6 条）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本条は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者または宿泊の申込者が、次のイから二に該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者であるとき
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - ニ 反社会的団体及びこれに類する団体の関係者であるとき
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、当ホテル若しくは当ホテル従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者または宿泊の申込者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 宿泊しようとする者または宿泊の申込者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められるとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 東京都旅館業法施行条例第 5 条(第 1・2 号)の規定する場合に該当するとき。

宿泊契約締結の拒否の説明（第 7 条）

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

宿泊客の契約解除権（第 8 条）

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻から 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

当ホテルの契約解除権(第 9 条)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからニに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

ニ 反社会的団体及びこれに類する団体の関係者であるとき

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

(7) 宿泊客に暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められるとき。

(8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(9) 東京都旅館業法施行条例第 5 条(第 1・2 号)の規定する場合に該当するとき。

(10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(11) 宿泊客が禁煙エリアでの喫煙行為が認められたとき。

2. 前項の定めは、当ホテルから宿泊客への損害賠償及び違約金の請求を妨げるものではありません。

宿泊契約解除の説明(第 10 条)

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

宿泊の登録(第 11 条)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 15 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード、QR コード決済、交通系 IC 等の通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間（第 12 条）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、混雑その他やむを得ない理由で使用できない時間が発生した場合でも、当ホテルは料金の返還その他の責を負いません。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウト時間を超えた場合は規定の追加料金を申し受けます。料金は客室タイプ、延長時間により異なりますのでフロントまでお問い合わせください。
3. 第 1 項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

利用規則の遵守（第 13 条）

宿泊客は、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

営業時間（第 14 条）

当ホテルの主な施設等の営業時間は客室内テレビ、ホームページでご案内いたします。なお、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い（第 15 条）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨（日本円に限ります）又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード、QR コード決済、交通系 IC 等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任（第 16 条）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品について、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときに限り、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、賠償額は 15 万円を限度とします。
3. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い（第 17 条）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、宿泊料金はいただきません。

寄託物等の取扱い（第 18 条）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。
2. 宿泊客が直接フロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、賠償額は 15 万円を限度とします。

3. 現金並びに貴重品について、フロントではお預かりいたしかねます。客室内金庫をご利用ください。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管（第 19 条）

1. 手荷物または携帯品(以下「手荷物等」といいます。)が当ホテルに置き忘れられていた場合は、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ち、その指示を求めます。所有者の指示がない場合発見から 1 ヶ月経過後(飲食物・たばこ・雑誌・使用された布製品、壊れたカバン類等は発見の翌日)に処分いたします。(指示があった場合でも、1年間引き取りがなかった場合を含みます。)
2. 宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条第2項および第3項の規定に準じるものとします。ただし、発見から 1 ヶ月を経過しても所有者の指示がない手荷物等、または所有者が判明しない手荷物等を当ホテルが前項の定めにより処分した場合は、前条第2項および第3項の規定による賠償はいたしかねます。

駐車・駐輪の責任（第 20 条）

当ホテルがお客さまにご案内している駐車場および駐輪場は、当ホテルが運営・管理するものではなく、当該施設管理者により運営・管理されています。そのため、当該駐車場・駐輪場の利用に関して発生した盗難、事故、破損、その他のトラブルについて、当ホテルは一切の責任を負いかねます。ご利用の際は、当該施設の案内および利用規約等をご確認の上、自己の責任にてご利用ください。

宿泊客の責任（第 21 条）

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

免責事項（第 22 条）

1. 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用に当たりましては、お客さまご自身の責任にて行うものとし、コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償する責任を負っていただきます。
2. 当ホテルは、客室内に設置された金庫を、宿泊者の便宜のために提供しておりますが、当該金庫の保管機能は、貴重品その他の物品の完全な安全を保証するものではありません。万一、金庫内に保管された物品に盗難、紛失、破損等が発生した場合であっても、当ホテルの故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いかねます。

準拠法（第 23 条）

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

支配する言語（第 24 条）

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文の間に不一致または相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

約款の変更(第 25 条)

当ホテルは、次に掲げる場合には、変更後の内容および効力発生時期をホームページに掲載することにより、本約款を変更することができるものとします。また、必要があるときはその他の相当な方法により宿泊客等に周知することとします。

- (1) 変更の内容が宿泊客の一般の利益に適合するとき
- (2) 変更の内容が本約款に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

別表第 1

宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 15 条第 1 項関係)

内訳	宿泊客が支払う総額	
	予約確定時の宿泊料金	宿泊税
	室料+サービス料(室料×13%)+(朝食代金)+消費税	

※税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2

違約金(第 8 条第 2 項関係)

契約解除の通知をうけた日	不泊	当日	前日	2 日前
9 名まで	100 %	100 %	100 %	0%

1. %は、予約確定時の宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体のお客さま(10 名以上)について宿泊契約の解除があった場合、違約金については別途ご案内します。

利用規則

ホテルメトロポリタン 大井町トラックスでは、お客様に安全で快適にお過ごしいただくため、また施設の公共性を維持する目的で、宿泊約款第 13 条に基づき以下の利用規則を定めております。

本規則をお守りいただけない場合は、当ホテルのご利用をお断りいたしますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 適用範囲

当ホテルの宿泊施設、レストラン、ルーフトップバー、ラウンジ、セルフクック、ラウンジ、ジム等(以下、「当ホテル諸施設」といいます)の、当ホテルの管理する部分の利用者に適用いたします。

2. 客室の利用について

- ① 客室のご利用人数は、ご予約時の申し込まれた人数および客室の最大定員(2名、コーナールームは3名)となります。定員を超えるご利用はお断りいたします。
- ② 宿泊登録者以外の方のご宿泊や客室への立ち入りはお断りいたします。
- ③ 18歳未満の方だけのご宿泊には、保護者による同意書のご提出をお願いする場合がございます。
- ④ パジャマ、スリッパなどの室内着で館内(ロビー・レストラン等)を利用することはご遠慮ください。
- ⑤ フードデリバリーの受け渡しはセキュリティ上、5F ロビーラウンジにてお願いいたします。
- ⑥ 客室カードキーおよびキーホルダーはご出発の際、必ずフロントへご返却ください。紛失された場合は、再発行費用をご請求することがございます。
- ⑦ 当ホテルの宿泊契約は、借地借家法を含むいかなる法令上の賃借権・居住権を生じさせるものではありません。また、発行可能な証明書は「宿泊証明書」のみとし、「居住証明書」の発行には対応しておりません。

3. 客室清掃について・環境配慮について

- ① 当ホテルでは環境保全の一環として CO₂削減・節水・省エネに取り組んでおります。
- ② 滞在中の客室清掃は、原則として午前 10 時から午後 2 時の間に 1 日 1 回行います。1 泊のみの場合は清掃を行いませんのでご了承ください。
- ③ シーツ・タオル・アメニティの交換は、原則として清掃時に行います。連泊中のシーツ交換が不要の際はシーツ交換不要のマグネットシート、客室清掃が不要の際は清掃不要のマグネットシートをドア外側に貼り出してください。
- ④ 衛生面の観点から、3 日に 1 回は必ず清掃を実施いたします。
- ⑤ 人感センサーによる客室管理システムを導入しており、外出時は空調、照明が自動でオフとなります。

4. ホテル内施設のご利用について

- ① ホテル内レストランおよびルーフトップバーのご利用料金は各店舗でお支払いください。宿泊料金との合算(部屋付け)はできません。なお、レストラン・ルーフトップバーは、JR ホテルメンバーズポイント、JRE ポイントには対応しておりません。
- ② レストラン・ルーフトップバーは満席や臨時休業等でご利用できないことがあります。
- ③ フィットネスジム等の館内施設をご利用の際は、各施設の利用規則に従ってください。

5. 宿泊料金のお支払いについて

- ① お支払いは現金、クレジットカード、一部の電子マネーや QR コード決済に対応しております。ただし、旅行小切手はご利用いただけません。
- ② 領収書が必要な場合は、お支払い時またはチェックアウト時にお申し出ください。

6. 防災・防犯・安全について

- ① 客室ドアに掲示してある避難経路図および避難口を事前にご確認ください。火災・地震等の災害が発生した際は館内放送やスタッフの指示に従って避難行動をお願いいたします。
- ② 来訪者があった場合は、ドアスコープ等で身元をご確認のうえ、不審と感じた場合は直ちにフロントへご連絡ください。
- ③ 火災予防のため、客室内設置の電気ケトル等以外の炊事器具、暖房器具などの持ち込み・使用はご遠慮ください。
- ④ 体調がすぐれないときは、最寄りのホテルスタッフ、フロントまでご相談ください。
- ⑤ 当ホテル諸施設で不審者・不審物を見かけましたら、最寄りのスタッフ、フロントにお申し出ください。
- ⑥ 非常階段、機械室、従業員エリア等の立入禁止エリアには入らないでください。
- ⑦ 安全管理・施設保全のため、ご滞在中は定期的にホテルスタッフが客室内の点検を実施いたします。お客様が「起こさないでください」等の表示をされている場合でも、緊急時や連絡が取れない場合には、スタッフが入室し点検を行うことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑧ 施設の安全管理のため、当ホテル諸施設の一部において出入り口、エレベーターなどに防犯上の制御及び防犯カメラの設置をさせていただいておりますので、ご了承ください。

7. 禁煙について

- ① 客室および館内はすべて禁煙(電子たばこ・加熱式たばこを含む)です。喫煙の際は 5 階喫煙室をご利用ください。

8. 寄託物について

- ① 現金・貴重品・美術品・骨董品等は、フロントクローク、セルフクロークではお預かりできません。客室内のセーフティーボックスをご利用ください。また、紛失・盗難については責任を負いかねます。
- ② フロントクロークおよび、セルフクロークは当日限りとなります。期限を過ぎた場合はホテル側で回収し、1 ヶ月を限度として保管後に処分いたします。
- ③ セルフクロークは掲示されている利用規則を必ずご確認ください、同意後にご利用ください。

9. お忘れ物について

- ① お忘れ物があった場合、当ホテルで保管し、お客様からのご連絡をお待ちします。
- ② お忘れ物の問合せがあった際は、本人確認のうえ返還いたします。
- ③ ご連絡がなく、発見から 1 ヶ月が過ぎた場合、お忘れ物は処分させていただきます。
- ④ 飲食物やたばこ、雑誌、壊れたかばん類、使用済みの布製品などは発見の翌日に処分いたしますので、ご了承ください。
- ⑤ また、引き取りの指示をいただいた場合でも、1 年以内にお引き取りがない場合は処分させていただきます。
- ⑥ 現金・貴重品は一定期間保管し拾得物として所轄警察署に届けます。

10. 禁止事項について

当ホテル諸施設での次に掲げる場合に該当すると認められるときは、直ちにご利用をお断りし退去していただきます。予約成立後、あるいはご利用中といえども、その事実が判明した場合には、その時点以降、一切のご利用をお断りし、それに伴う返金・補償はいたしません。なお、トラブル防止のため関係機関へ通報・相談する場合もございます。

① 反社会的勢力等の施設利用

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団準構成員。
- ・ 暴力団関係者又はその関係者が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者。

- ・ 日本ホテル株式会社及び JR ホテルグループの各事業所で定めた反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます)及び反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体及びその関係者。

② 法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為

- ・ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合。
- ・ 賭博又は風紀を乱すような行為をすること。
- ・ 心神耗弱等による自己喪失などご自身の安全確保が困難である場合、他のお客さまに危険や恐怖感、不安感を及ぼすおそれがある者。
- ・ 睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客さまあるいはホテルに迷惑をかける行為をすること。
- ・ 暴力的要求行為を行うこと。
- ・ 権利の行使を妨害し義務なきことを強制すること。
- ・ 合理的な範囲を超える負担を求めること。
- ・ 偽計(風説流布、欺罔誘惑行為等を含む)若しくは威力(暴言、暴力行為等を含む)を用いて業務を妨害すること。
- ・ 大声、放歌、喧騒又は著しく不潔な身体若しくは服装等他のお客さまに著しい迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・ 犬、猫、小鳥等の動物及びペット全般(ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬は除く)を持ち込むこと。
- ・ 発火又は引火しやすい火薬・揮発油類、危険性のある製品、異臭・悪臭を発する物、許可証のない銃砲、刀剣類その他法令で所持を禁じられている物等を持ち込むこと。
- ・ 当ホテルの施設、備品、什器等を破損又は損傷あるいは、当ホテルの許可なく他の場所へ移動又は館外に持ち出す行為を行うこと。
- ・ 当ホテル諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布・掲示、所持品の放置、物品の販売、勧誘、パーティーの開催、撮影、営業行為、ビラ等の配布、プラカード・ゼッケン・ハチ巻・横断幕等による示威行為及びそれ等の持込み、署名活動・政治活動等を行うこと。
- ・ 当ホテル諸施設の名称・住所の印刷や、建物・動産の全体あるいは一部の写真又は模写した映像、その他商標・意匠等、当ホテルが所有する権利を許可なく使用すること。
- ・ 当ホテルの建築物や諸設備に傷や異物をつける等、現状に変更を加えたりすること。
- ・ その他当ホテルが不相当と判断する行為を行うこと。

11. カスタマーハラスメント

お客様からのクレームや言動のうち、以下の場合はカスタマーハラスメントとみなし、対応をお断りする場合がございます。

- ・ 要求内容に妥当性が認められない場合
- ・ 要求を実現するための手段や態度が社会通念上不相当と判断される場合

また、悪質な行為が認められた場合は、警察や弁護士などのしかるべき機関に相談のうえ、厳正に対処いたします。

12. JR ホテルメンバーズ会員の利用について

JR ホテルメンバーズの方のご利用の際、本規則に反する事実があったと認められる場合は、会員規約により、会員資格は取り消され以後のご利用をお断りすることがございます。

13. その他

- ① 従業員への心づけはご辞退いたします。
- ② 不可抗力以外の事由により当ホテルの施設、家具、什器、備品、その他の物品等を破損、損傷、紛失又は汚損された場合には、相当額を弁償していただきます。

- ③ 当ホテル諸施設においてホテルの責に起因しない事故、利用者の不注意による怪我、飼育していない動植物による怪我などについては責任を負いかねます。
- ④ 自然災害による損害の発生、大規模障害、感染症の蔓延、施設の故障などの不測の事態、あるいは国、地方自治体などの命令又は指示、その他不可抗力事由などのやむを得ない事由により当ホテル諸施設をご利用いただくことができない場合がございます。
- ⑤ 本規則は日本語と英語で作成されますが、規則の両文の間に不一致又は相違があるときには、日本文がすべての点について優先するものとします。また、本規則に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。
- ⑥ 当ホテルは、本規則を予告なく変更・改定できるものとします。